

臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者を応援します。
(下記条件に該当する方)



《臨時特例つなぎ資金貸付制度とは》

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けし、自立を支援することを目的としています。

ご利用いただける方

住居のない離職者であって、下記のいずれにも該当していることが条件です。

- ① 離職者を支援する公的給付制度(失業等給付、生活保護、住宅手当、訓練・生活支援給付等)または公的貸付制度(就職安定資金融資等)の申請を受理されている人であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること。
- ② 金融機関の口座を有していること(借入申込者名義)

必要書類

借入申込書に下記書類を添付してください。

- ア. 公的給付制度または公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類(①～③が記載されているもの)
 - ① 申請を受理した機関の名称、所在地、連絡先
 - ② 申請を受理されている公的制度の名称
 - ③ 申請の受理日
- イ. 借入申込者名義の金融機関の預金通帳の写し
- ウ. 借用書

貸付内容

● 貸付限度額

10万円以内

● 連帯保証人

不要

● 貸付金利率

無利子

● 返済について

公的給付金または貸付金の交付を受けたときから1月以内に原則貸付金全額を北海道社会福祉協議会の指定する方法により返済する。

相談・申込先

貸付の相談・申込をご希望のされる場合は、
今後居住予定の市区町村社会福祉協議会へご連絡ください。

実施主体

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1
かでの2.7 3階
TEL 011-241-3976(代表) [発行日] H21.10